

政令第 号

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部の施行に伴い、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項第三号、行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第五条第一項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十一条の九第一項、第百六条の三第二項第二号及び第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第一条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「個人情報保護委員会委員長及び委員」を
「個人情報保護委員会委員長及び委員
カジノ管理委員会委員長及び委員」
に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一四、三七一人」を「一四、四六一人」に改め、同表財務省の項中「七二、一五七人」を「七二、一五四人」に改め、同表厚生労働省の項中「三一、八四八人」を「三一、八四七人」に改め、同表農林水産省の項中「二〇、七六七人」を「二〇、七六三人」に改め、同表経済産業省の項中「七、九九〇人」を「七、九八九人」に改め、同表国土交通省の項中「五八、四九六人」を「五八、四九三人」に改め、同表合計の項中「二九八、五五五人」を「二九八、六三三人」に改め、同条第二項の表公正取引委員会の項中「八四〇人」を「八三九人」に改め、同表国家公安委員会の項中「七、九七五人」を「七、九七二人」に、「二、二二〇人」を「二、二〇七人」に改め、同表個人情報保護委員会の項の次に次のように加える。

カジノ管理委員会	九五八	事務局の職員の定員とする。
----------	-----	---------------

第一条第二項の表金融庁の項中「一、六〇八人」を「一、六〇七人」に改める。

(国家公務員倫理規程の一部改正)

第三条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「個人情報保護委員会」の下に「、カジノ管理委員会」を加える。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第四条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「第六十三條第一項に規定する」の下に「部長及び」を加える。

別表第一内閣府(宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。)の項中「個人情報保護委員会

に置かれる事務局」を「個人情報保護委員会に置かれる事務局
に改める。

カジノ管理委員会に置かれる事務局」

(幹部職員の任用等に関する政令の一部改正)

第五条 幹部職員の任用等に関する政令(平成二十六年政令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 カジノ管理委員会委員長

附 則

この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月七日)から施行する。

理由

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴い、公職選挙法施行令その他関係政令の規定を整備する必要があるからである。